

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令 新旧対照条文 目次

○ 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）（抄）（附則第三条関係）	1
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）（附則第四条関係）	2
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）（附則第五条関係）	3
○ 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）（附則第六条関係）	4
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（附則第七条関係）	5
○ 港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）（抄）（附則第八条関係）	6
○ 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（抄）（附則第九条関係）	7
○ 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（抄）（附則第十条関係）	8
○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）（抄）（附則第十一条関係）	9
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）（附則第十二条関係）	11
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（附則第十三条関係）	12

○ 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十八条、第九十九条、第一百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三条の規定</p>	<p>（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十五（略）</p> <p>四十六 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条に規定する罪</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十五（略） （新設）</p>

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百十三条（同法第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定</p> <p>十二（略）</p> <p>2 法第七十四条の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定</p> <p>十二（略）</p>	<p>（法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一（略）</p> <p>2 法第七十四条の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一（略）</p>

○ 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 外国人技能実習機構</p>	<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（附則第七條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第六條第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第三條 法第六條第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八條、第百九條、第百十條（同法第四十四條の規定に係る部分に限る。）、第百十一條（第一号を除く。）及び第百十二條（第一号（同法第三十五條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三條の規定</p> <p>十一 （略）</p>	<p>（法第六條第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第三條 法第六條第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）  <b>第三条</b> 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）<b>第一百七十七条</b>、<b>第一百八条第一項</b>（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）<b>、</b> <b>第一百九条</b>（同法第十六条、<b>第十七条</b>、<b>第十八条第一項</b>及び<b>第三十七条</b>に係る部分に限る。）及び<b>第二百二十条</b>（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法<b>第二十一条</b>の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）<b>第十号</b>において「労働者派遣法」という。）<b>第四十四条</b>（<b>第四項</b>を除く。）の規定により適用される場合を含む。）</p> <p>二〇八 （略）</p> <p>九 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）<b>第八十八条</b>、<b>第九十一条</b>、<b>第一百十条</b>（同法第四十四条に係る部分に限る。）<b>、</b> <b>第一百十一条</b>（<b>第一号</b>を除く。）及び<b>第一百十二条</b>（<b>第一号</b>（同法<b>第三十五条</b>第一項に係る部分に限る。）及び<b>第六号</b>から<b>第十一号</b>までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法<b>第一百三条</b>の規定</p> <p>十 （略）</p>	<p>（法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）  <b>第三条</b> 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）<b>第一百七十七条</b>、<b>第一百八条第一項</b>（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）<b>、</b> <b>第一百九条</b>（同法第十六条、<b>第十七条</b>、<b>第十八条第一項</b>及び<b>第三十七条</b>に係る部分に限る。）及び<b>第二百二十条</b>（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法<b>第二十一条</b>の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）<b>第九号</b>において「労働者派遣法」という。）<b>第四十四条</b>（<b>第四項</b>を除く。）の規定により適用される場合を含む。）</p> <p>二〇八 （略）</p> <p>九 （新設）</p> <p>九 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案	<p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>所掌事務</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発分科会</td> <td> <p>一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </table>	名称	所掌事務	職業能力開発分科会	<p>一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
	名称	所掌事務				
職業能力開発分科会	<p>一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>					
現行	<p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>所掌事務</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発分科会</td> <td> <p>一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </table>	名称	所掌事務	職業能力開発分科会	<p>一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
名称	所掌事務					
職業能力開発分科会	<p>一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>					



○ 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定</p> <p>十四（略）</p>	<p>（船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十三（略）</p>

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第一号及び第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百十三条（同法第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定）</p> <p>2 法第十三条第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）、及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定</p>	<p>（法第十三条第一号及び第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第十三条第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p>

(法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

第二条 法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、前条第二項第二号から第八号までに掲げる規定及び次に掲げる規定とする。

一〜四 (略)

(法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

第二条 法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、前条第二項第二号から第七号までに掲げる規定及び次に掲げる規定とする。

一〜四 (略)

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。          一 四十五（略）          四十六 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条に規定する罪</p>
<p>現 行</p>	<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。          一 四十五（略）          （新設）</p>

改正案	現行
<p>（労働基準局の所掌事務）</p> <p>第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇二十四（略）</p> <p>二五 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に規定する労働基準監督官の職権の行使に関する事。</p> <p>2（略）</p> <p>（職業安定局の所掌事務）</p> <p>第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関する事（職業能力開発局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 一〇十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（職業能力開発局の所掌事務）</p> <p>第九条 職業能力開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四条第二項に規定する事業主その他の関係者（第八十八条第一号及び第八十九条第二号において「事業主その他の関係者」という</p>	<p>（労働基準局の所掌事務）</p> <p>第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇二十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p> <p>（職業安定局の所掌事務）</p> <p>第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関する事。</p> <p>四 一〇十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（職業能力開発局の所掌事務）</p> <p>第九条 職業能力開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四条第二項に規定する事業主その他の関係者（第八十八条第一号及び第八十九条第二号において「事業主その他の関係者」という</p>

。 ) による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること (労働基準局の所掌に属するものを除く。 ) 。

四・五 (略)

(監督課の所掌事務)

第六十二条 監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇七 (略)

八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。

(需給調整事業課の所掌事務)

第八十条 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること (港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの並びに職業能力開発局及び企画課の所掌に属するものを除く。 ) 。

二 〇四 (略)

(海外協力課の所掌事務)

第九十条 海外協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業能力開発局の所掌事務に係る国際協力に関すること (労働基準局の所掌に属するものを除く。 ) 。

二 (略)

。 ) による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること。

四・五 (略)

(監督課の所掌事務)

第六十二条 監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇七 (略)

(新設)

(需給調整事業課の所掌事務)

第八十条 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること (港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの並びに企画課の所掌に属するものを除く。 ) 。

二 〇四 (略)

(海外協力課の所掌事務)

第九十条 海外協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業能力開発局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

二 (略)